（課及び課長）

第六十六条　総務課、会計課、施設課及び通信課においては、次条から第七十条までに掲げる事項に関する事務をそれぞれつかさどる。

2　課長は、その所掌に従い、技術的又は行政的事項の企画立案及び処理を含む次条から第七十条までに規定する職務をそれぞれ行うことにより、特定の隊務の運営について師団長を補佐し、師団長に対して責任を負う。

3　［略］

第六十七条～第七十三条　［略］

（幕僚幹事）

第七十四条　［略］

2　［略］

3　幕僚幹事は、幕僚長の行う第五十七条に規定する事務について補佐し、かつ、幕僚長の命を受け、事務管理の改善、報告統制その他幕僚長から命ぜられた事務を行う。

第七十五条　［略］

［章を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（課及び課長）

第四十条　総務課、会計課、施設課及び通信課においては、次条、第四十二条、第四十三条及び第四十四条に掲げる事項に関する事務をそれぞれつかさどる。

2　課長は、その所掌に従い、技術的又は行政的事項の企画立案及び処理を含む次条から第四十四条までに規定する職務をそれぞれ行うことにより、特定の隊務の運営について師団長を補佐し、師団長に対して責任を負う。

3　［同上］

第四十一条～第四十七条　［同上］

（幕僚幹事）

第四十八条　［同上］

2　［同上］

3　幕僚幹事は、幕僚長の行なう第三十二条に規定する事務について補佐し、かつ、幕僚長の命を受け、事務管理の改善、報告統制その他幕僚長から命ぜられた事務を行なう。

第四十九条　［同上］

第三章　中央即応集団司令部

（幕僚長）

第五十条　幕僚長は、中央即応集団司令官の命を受け、部長、課長、報道官、医務官及び法務官の職務を統制する。

2　幕僚長は、予算の統制、部隊の監察に関する事務、隊務の能率的運営その他中央即応集団司令官から命ぜられた事務を行う。

（幕僚副長）

第五十一条　中央即応集団司令部に、幕僚副長二人を置く。

2　幕僚副長は、一等陸佐をもつて充てる。

3　幕僚副長は、中央即応集団司令官の定めるところにより、幕僚長の命を受け、その職務を補佐する。

（部及び課）

第五十二条　中央即応集団司令部に、次の四部を置く。

人事部

情報部

防衛部

後方補給部

2　中央即応集団司令部に、次の四課を置く。

総務課

会計課

通信課

民生協力課

（部長、副部長及び課長）

第五十三条　部に部長を、課に課長を置く。

2　情報部、防衛部及び後方補給部に、それぞれ副部長一人を置く。

3　前二項の職員は、陸上自衛官をもつて充てる。